

平成 2 9 年 第 9 回 教育 委員 会

定 例 会 議 事 録

平 成 2 9 年 9 月 1 日

東 久 留 米 市 教 育 委 員 会

平成29年第9回教育委員会定例会

平成29年9月1日午前10時00分開会

市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 議案第32号 東久留米市指定文化財の指定について(試問)
- (2) 議案第33号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
- (3) 諸報告
- ①平成29年第3回市議会定例会について
- ②「東久留米市いじめの防止対策推進基本方針」の改定に向けた取り組みについて
- ③その他
-

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 2人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 直原教育長 これより平成29年第9回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は細川委員にお願いします。
○細川教育委員 はい。
-

◎議案の追加と会議の進め方

- 直原教育長 議案の追加がありますので、会議の進め方と併せて説明をお願いします。
○小堀教育総務課長 「議案第34号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を追加させていただきます。なお、本議案は人事案件になりますので、議案第32号及び議案第33号の審議を行った後、非公開での審議をお願いします。
○直原教育長 お諮りします。「議案第34号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を追加させていただき、審議に当たっては人事案件であるため非公開で行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、新しい日程のように進めさせていただきます。
-

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 はい。
○直原教育長 では、お入りいただきます。
(傍聴者入室)
傍聴の方にお知らせします。お配りしている資料についてはご入用の場合はお持ち帰りいただくことができます。
-

◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。8月3日に開催した第8回定例会の議事録についてご確認をいただきました。名取委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかにはありませんか。
(「はい」の声あり)
異議なしと認め、議事録は承認されました。
-

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議案の審議に入ります。「議案第32号 東久留米市指定文化財の指定について(諮問)」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
○師岡教育部長 「議案第32号 東久留米市指定文化財の指定について(諮問)」、上記の議案を提出する。平成29年9月1日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理

由ですが、東久留米市文化財保護条例第39条の規定により、東久留米市指定文化財の指定について別紙のとおり諮問する。詳しくは生涯学習課長から説明します。

- 市澤生涯学習課長 今回指定していただく文化財については2件あります。先ず1件目です。名称は浄牧院旧山門、種別は有形文化財、所在地は東久留米市大門町一丁目3番、員数は1です。年代は江戸時代後期、推定ですが後期という判定が出ています。形式は四脚門。規模は桁行3.36m、これは11.1尺です。梁間が3.24m、10.7尺です。

特徴について説明します。かつて本堂中軸上にありました山門で、『新編武蔵風土記稿』にも「本堂の正面にあり」と記されています。現在は東久留米駅東口整備に伴う道路の延伸によって旧位置から移動しており、浄牧院の側門として機能しています。四脚門、折衷様、総檜造り、鉄板葺。親柱は丸柱で、控柱が几帳面を取った角柱、上部を海老虹梁でつないでいます。控柱上部は頭貫でつなぎ、先端を象鼻としています。控柱の斗栱は三斗組で、秤肘木で桁を支えています。明治30年作成の配置図が残されていまして、また『東久留米市史』編纂事業に伴い調査が行われ、平面図が作成されています。平成5年から平成8年までの道路延伸に伴いその位置に移動したものの、江戸時代後期の寺院山門の形式を留める貴重な建造物ですので、現在は警察の指導により防犯のため山門内側にシャッターを設置していますが、山門には直接取り付けられていないことから指定するものです。

続いて、指定文化財候補の2件目です。名称は海軍大和田通信隊跡。種別は旧跡、所在地は上の原一丁目、二丁目、員数は1、年代は昭和12年から20年です。規模ですが、現東久留米市上の原一丁目、二丁目全域となります。特徴について説明します。これは海軍の海外無線傍受専用として造られた施設で、昭和12年の開設当初は「東京通信隊」に所属する「大和田受信所」と呼ばれていました。昭和16年に「大和田通信隊」として独立しました。当時の埼玉県北足立郡西堀の受信施設を中心に東京都北多摩郡清瀬村下清戸、同久留米村上野原に及ぶ本隊と、清瀬村中清戸に副受信所の3町村にまたがる広大な範囲を有していました。これは昭和20年の解散時の大きさです。久留米村には字上野原の平坦地に通信隊の付属施設及びアンテナ群が設置されていました。終戦後は大部分が外務省管理となり、その後、昭和37年に大規模な東久留米団地が建設されました。また、一部は米軍施設となっていました。その後、昭和38年から昭和52年までは運輸省航空管制本部として利用されたほか、国家公務員宿舎・中学校など公有地となっています。敷地の南西端から「海軍用地」の境界杭が発見されていますが、これは郷土資料室に所蔵しています。現在は通信施設としての遺構等は全く存在していませんが、市内前沢にあり市指定の旧跡「北多摩陸軍通信所跡」と共に、戦時の海外無線傍受に大きな役割を果たした戦争遺跡として後世に伝えることは重要です。なお、本件は旧跡指定であり、東久留米市域のみに限定されることは言うまでもなく、東久留米市文化財保護条例の規定により、指定域内における現状変更等に関する規制はありません。説明は以上です。

- 直原教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますか。

- 名取教育委員 海軍大和田通信隊跡についてですが、実際はすごく広大で埼玉県と清瀬市にまたがるということですが、本市はもちろん本市の部分だけを指定するのですが、価値としては清瀬市や新座市に同じように指定してもらったほうが良いと思います。それぞれに働きかけをすとかお考えになっていますか。

- 市澤生涯学習課長 東久留米市の指定になりますので、他市に強要できるものではありません。

んが、他市の旧跡指定の条件についてはまだ十分に調べていませんので、今後、情報を得ていくこと、及び他市に働きかけをしていくことについても検討していく必要はあると考えています。

○名取教育委員 せめて情報をお伝えすることはお願いします。

○市澤生涯学習課長 はい。随時、情報提供はしています。

○名取教育委員 よろしくをお願いします。何もないということですが、指定した後はどのようなのですか。看板を作るとか考えていますか。

○市澤生涯学習課長 指定後については、域内にある公園等を使い説明板を置かせてもらい、地図や説明文を表示していきます。

○名取教育委員 ありがとうございます。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第32号 東久留米市指定文化財の指定について（諮問）」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第32号は承認することに決しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 次に、「議案第33号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第33号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、上記の議案を提出する。平成29年9月1日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（平成29年東京都条例第53号）の施行に準じ、補償基礎額の扶養加算額について規定を整備する必要があるためです。詳しくは学務課長から説明します。

○島崎学務課長 改正理由について説明します。「公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年度政令第58号）」が平成29年4月1日に施行されたことを踏まえ、東京都において「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（平成29年東京都条例第53号）」が平成29年6月14日に施行され、補償基礎額の扶養加算額等が改正されました。本市における上記補償基礎額の扶養加算額は「東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第1号）」において規定しており、学校医等の公務災害補償制度は従前より東京都の制度に準じているため、同様の改正を行うものです。改正内容としては、補償基礎額の扶養に係る加算額を改定することになります。詳細は資料裏面の通りです。施行日は平成29年10月1日からです。裏面の「補償基礎額の扶養に係る加算額改定」をご覧ください。これは条例第4条第3項及び第4項関係になります。こちらの表については東京都に準じていますので、ご覧のとおりとなります。説明は以上です。

○直原教育長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○名取教育委員 東京都に準ずるといってお話はよく分かるのですが、東京都は何でこういう措置にしたのかについて伺います。

○島崎学務課長 平成28年度の人事院勧告に基づいた改定でして、背景としては、都内民間事業所及び都における配偶者に係る手当をめぐる状況等を総合的に勘案して見直しを行ったということです。

○直原委員長 ほかにはいかがでしょうか。それでは、採決に入ります。「議案第33号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてを採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第33号は承認することに決定しました。

◎諸報告

○直原教育長 次に諸報告に入ります。

初めに、①平成29年第3回市議会定例会について、教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 平成29年第3回市議会定例会について説明します。本日は、「平成29年第3回定例会会期日程表(案)」の資料を用意しています。その他の資料については公表前のため控えさせていただきました。先ず、平成29年第3回定例会の会期日程ですが、9月5日から9月26日までの22日間の会期で開催される予定です。一般質問は7日、8日、11日、12日の4日間、常任委員会は14日、15日、19日の3日間で、総務文教委員会は14日に開催される予定です。次に議案ですが、初日に提出される予定の議案は10件あり、その中で教育委員会に関係しますのは「東久留米市教育委員会委員の任命について」です。これは現教育委員会委員、名取はにわ委員の任期が平成29年9月30日をもって満了となるため、委員を任命するものです。また、「平成29年東久留米市一般会計予算(第2号)」では、指導室予算において補正をお願いするものです。そのほか、初日に行政報告が行われ、一般質問では教育に関する質疑が予定されています。また、総務文教委員会では請願などについて質疑が行われる予定です。詳しい議会の報告については次回の教育委員会で行わせていただきます。

○直原教育長 第3回定例会の日程等ですが、ご質問等がありますか。

では、次の報告事項ですが、②「東久留米市いじめの防止対策推進基本方針」の改定に向けた取り組みについて、指導室長からお願いします。

○穴戸指導室長 本日から、本市では小学校は2学期が開始されています。また、中学校は8月29日が始業式で既に開始しています。夏季休業明けということで、いじめ防止、いじめ対策については教職員が共通実践を行うことを教育委員会からも徹底しているところです。私からは「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の改定に向けた取り組みについて説明します。

平成29年3月に文部科学省は、平成25年10月決定のいじめの防止等のための基本的な方針を改定するとともに、新たにいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定しました。また、東京都教育委員会においては、旧いじめ総合対策を改定し、平成29年2月にいじめ総合対策(第二次)を策定しました。各学校においては、平成29年度から32年

度までの4年間、いじめ総合対策（第二次）に基づき、改めていじめ防止等の取り組みの強化、徹底を図っていくこととなります。しかし、基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も、学校の設置者または学校においていじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童・生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が全国で発生しています。そこで本市においては、国や東京都における平成26年から3年間の取り組みの成果と課題を踏まえ、改めて国の基本方針を参酌し、地域及び学校の実情に応じた「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の見直しを行うことにより、いじめ問題への取り組みの一層の強化を図る必要があると考え、このたび、8月29日に東久留米市いじめ問題対策委員会を開催し、改定の検討を行うこととしました。詳細については統括指導主事から説明します。

○荒井統括指導主事 資料について説明します。初めに資料1「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針検討案【改定比較版】」をご覧ください。こちらが、8月29日に開催したいじめ問題対策委員会で検討した結果をまとめた素案です。後ほど内容の詳細について説明します。

資料2「全国における主な『重大事態』」をご覧ください。資料1が21ページ目までありますので、その次の資料になります。こちらが先ほど室長から説明がありました「全国における主な『重大事態』」とされている案件をまとめたものです。下線部分是对应に課題があったとされ、繰り返し報道されている部分です。1枚おめくりいただきまして、「国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定概要」をご覧ください。いじめの認知、いじめ防止基本方針、学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有、いじめ未然防止早期発見、いじめへの対処、法の理解増進等、いじめの防止、以上の項目について国の基本的な方針まとめました。

さらに1枚おめくりいただきまして、資料4「いじめ総合対策【第2次】の概要」をご覧ください。こちらは平成29年3月に東京都から出されました、いじめ総合対策【第2次】の概要版になります。ポイントは6点になります。資料の左下にまとまっていますのでご覧ください。ポイント1は「軽微ないじめも見逃さない」です。全ての教職員がいじめの定義を正しく理解し、鋭敏な感覚で的確にいじめを認知することが大切です。ポイント2は「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む」です。学校いじめ対策委員会の役割を明確にし、組織的にいじめに対処していく必要があります。ポイント3は「相談しやすい環境の中で、いじめから子どもを守り通す」です。いつでも、誰にでも話しやすい学校教育相談体制を充実させる必要があります。ポイント4は「子どもたち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」です。子どもたち自身が主体的に考え、話し合い、行動できるように指導していくことが大切です。ポイント5は「保護者の理解と協力得て、いじめの解決を図る」です。日ごろから学校の取り組みを伝え、被害及び加害の子ども双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら、いじめを解決していくことが求められています。ポイント6は「社会全体の力を結集し、いじめに対峙する」です。外部の人材や関係諸機関と適切に連携して対応することが求められています。

資料1にお戻りください。これらの内容に基づいて、いじめ問題対策委員会で検討を行いました。資料1について説明します。1ページ目をご覧ください。「第1 基本方針策定の

意義」です。こちらは特に変更はありませんでした。2ページ目をご覧ください。「第2 いじめの定義」です。こちらにも変更はありません。「第3 いじめの禁止」です。こちらにも変更はありません。3ページ目、「第4 いじめ問題への基本的な考え方」をご覧ください。こちらは基本的な考え方のみを残し、具体的な方策については整理を行いました。後段のインターネットに対する取り組みですが、実際には学校、教育委員会が主体となって行うべきものであることから、第5、第6の項目で具体的な取り組みについてはまとめて記述をするということで整理をしました。また、この後の項目についてですが、学校の取り組み、子どもたちを取り巻く大人社会の取り組み、児童・生徒自身により取り組む活動の順番に整理しています。

続いて、5ページ目をご覧ください。先ほど申し上げた内容で整理を進めてきましたが、5ページ目の下段に「いじめ問題の解決に向けた行動」という部分があります。「主体的に取り組む姿勢」「対等な人間関係を構築する」にかぎ括弧をつけて強調しています。これはいじめ問題対策委員による検討の結果、特に強調すべき点であるという考えから、このように表記したものです。

6ページ目をご覧ください。ここからが学校における取り組みの部分になります。7ページ目ですが、今回、(1)未然防止とある下に四角で囲んだ項目を表示しました。これは昨年度までは第4の「いじめ問題の基本的な考え方」に入っていたのですが、具体的な取り組みについてはまとめて記載しようということで、移動しています。また、一つ一つの具体的な取り組みが何を目的として行われているかを明示するために、このような表記としました。こちらにも目的別に整理を行いましたので項目間が移動しています。

8ページ目をご覧ください。現在の取組方針のところでは、オで「いじめを受けている」という一文が入っていますが、例えば、この部分は別項目に移動しています。と言いますのは、この部分に児童・生徒の取り組みを支える内容をまとめて記載したいのですが、このオの部分は、児童・生徒自身の取り組みではなく、教員が取り組み、指導していく部分だということから別項目に移動して整理しています。

9ページ目をご覧ください。ケとコの部分をご覧ください。児童・生徒を支えるためには一人ひとりの背景にある問題を教員や大人が発見する努力が必要なことから、今回加筆をしています。また、特に配慮を要する児童・生徒についても記述しました。ここには特別な支援を要する児童・生徒などを記載していますが、このほかにも外国籍の児童・生徒やネグレクト被害に遭っている児童・生徒など、さまざまな想定がされるかと考えています。

10ページ目をご覧ください。エに、「いじめあるいはその兆候を発見した教員は、必ず上司及び学校いじめ対策委員会に報告する」を加筆しました。一人1人の気づきを組織的な対応につなげる必要があることからです。

12ページ目をご覧ください。11ページ目の一番下から12ページ目にかけてということになりますが、先ほど8ページ目でご紹介しました別項目に移動したという項目です。こちらで、いじめられた児童・生徒を守る必要性を明示しています。

13ページのゴチック体の部分をご覧ください。本市は独自の取り組みとして「いじめの指導状況管理一覧」シートを活用してきました。今回、このシートの活用内容や継続指導をどの程度の期間行う必要があるのかについて記述しました。3カ月以上加害行為が全くなく、また、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できることを一つの基準とし

て記載しました。

14 ページ目をご覧ください。中ほど以降が市における取り組みになっています。15 ページ目の上から6行目の後半からになりますが、「東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会」について一部加筆しています。この後、教育委員会の取り組みを記述する項目があります。その中で重大事態が発生したときの対応として、「いじめ問題対策委員会」を速やかに開催するということが挙げられています。そこで、いじめ問題対策委員の活動内容として、重大事態が発生した際には調査を行うことや報告書をまとめることなどを明記しました。また、重大事態発生時には被害保護者の推薦する者を委員に加える必要があります。このことについては既に記述がありましたので、そのまま残しています。

16 ページ目をご覧ください。4番の「いじめ防止等に関する具体的な取組」に「教育委員会による」と記述し、主体者を明確にしました。日常的に取り組みの重要性を周知することや、学校に対して継続して指導・助言を行うこと、また、いじめ防止に関する啓発活動を進めることなどを盛り込んでいます。

18 ページ目をご覧ください。「重大事態への対処」です。重大事態が発生したときの対応を記述しました。まず、初期調査の実施を記述しています。記録の散逸や記憶の風化の前に、まずは事実の把握が急務であることから具体的な行動をまとめたものです。なお、こちらの項目ですが、文部科学省による子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針を参考として記載しました。また、この部分で「関係諸機関への協力要請」を加えています。重大事態発生時には児童・生徒の心のケアも重要です。速やかにそちらの対応を行う必要があることから、関係する部局や職能団体との連携について記載を加えました。また、この部分に、先ほど申し上げた「いじめ問題対策委員会」の開催を入れています。このあたりは順番にというよりは、恐らく同時発生的に行う対応になると考えています。

19 ページの下段をご覧ください。「事実の公表」についてです。調査結果については、被害保護者と十分に協議した上で適切に開示すること。また、いじめ問題対策委員会が作成する報告書については原則的に公開であることを記述しました。この点についてですが、個々のケースがありますので、被害保護者と十分に協議する必要があることから、「原則」という記述にしました。

20 ページをご覧ください。教職員の資質向上が求められていることから、個々の事例に基づき個別に指導・助言を行うことを加筆しています。資料1についての説明は以上です。

最後に資料5をご覧ください。「いじめ防止対策推進基本方針改定の取組スケジュール」です。今回、素案の提示、スケジュールの説明を行っています。今後、学校でも検討を進めていきます。特に学校の取り組みについてですが、中学校の生徒会を通じて、全生徒が特に学校の取り組みについて意見交換を行う予定です。また、学校評議員や保護者会での説明も行っています。方針決定まで、子どもや大人を問わずさまざまな人が関わる過程を大切に、本方針をより実効性のあるものにしていきたいと考えています。説明は以上です。

○直原教育長 ただいま、いじめ防止対策基本方針改定の素案と、それから今後の取り組みについて事務局から説明がありました。本件についてご意見、ご質問等いかがでしょうか。

○名取教育委員 5ページの4の「いじめ問題の解決に向けた行動」というところで、「対等な人間関係を構築する」と書いてありますが、これは誰と誰の対等な人間関係なのでしょう。もう一つ、これは意見ですが、9ページのことで「特に配慮を要する児童・生徒」で列記

されていますが、先ほどの説明では外国籍の方、ネグレクトされている子とありました。限定列举として、とても大事な項目なので「等」にまとめないで、きちんと記載していただいた方が良くと思います。

○直原教育長 質問とご意見です。

○荒井統括指導主事 いじめ問題解決に向けた行動の「対等な人間関係を構築する」の「対等」ですが、ここでは児童同士や生徒同士を想定していましたが、今後、さまざまなご意見をいただきまして、この部分についても記述を整理していきたいと思います。

○名取教育委員 ぜひお願いします。ずっと読むと、児童と先生が対等なのかとか、誰と誰が対等なのか分かりにくいので、よろしくお願いします。

○荒井統括指導主事 ありがとうございます。

○尾関教育委員 重大事態の対処のところでは伺います。19ページの一番下に「事実の公表」がありますが、ここについては今後もきちんと議論してもらいたいと思います。「被害児童の保護者とよく協議をして」とありますが、これまでの事態を見ると、「学校側と教育委員会側が隠蔽（いんぺい）していたのではないか」というような方向に行くケースが多いと思います。途中から被害児童の保護者の意見が変わるというケースもありますが、これからの議論の中では「公表することが被害児童保護者のためにもなる」という側面もあることから、この点について議論をしていってもらいたいと思います。建前的な議論では済まない問題ですからよろしくお願いします。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。今いただいた意見などは、これから校長会等でさらに議論して叩いてもらうことになります。

先ほど統括指導主事から説明がありましたように、教職員、保護者、あるいは学校評議員を中心とした地域の方々、そして、いじめに関わるさまざまな関係機関が集まる「いじめ問題対策連絡協議会」がありますので、そういうところでもご意見をいただきながら内容を深めていきたいと思います。また、年の暮れにはパブリックコメントを予定していますので、その前の段階でまた教育委員会に報告したいと思います。ほかに報告事項はありますか。

○市澤生涯学習課長 先月、8月11日金曜日の祝日に行われました「ハンドボールフェスティバル」について報告します。当日は天気が心配されましたが雨も降らず、無事開催することができました。午前8時半から開会式を行い、9時から大崎電気ハンドボール部による講習会を、東久留米市と武蔵村山市の小・中学生を対象に行ってもらいました。11時15分からは、大崎電気ハンドボール部対国土舘大学ハンドボール部によるエキシビジョンマッチが行われました。試合の状況ですが、前半は国土舘大学が頑張っただけで同じぐらいの点数でしたが、後半は社会人の貫録を見せて、大崎電気ハンドボール部が勝利しました。午後1時からゲストコーチ、東久留米ハンドボールクラブの女子監督をされている伊藤監督にウォーミングアップを行ってもらい、その後、市立西中学校の男女ハンドボール部が整列して、全国大会への抱負を話してもらいました。続いて午後2時から、東久留米市と武蔵村山市の小・中学生男女による対抗戦を行いました。結果は、東久留米市の4戦全勝で終了しました。

当日は1,517人というたくさんの方においでいただきました。このハンドボールフェスティバルに先立ち、7月5日に小学生、14日に中学生にハンドボール教室を東久留米市で開催しました。講師には、JOC専任コーチングディレクタージュニアアスリート担当の方をお招きして小学生を指導してもらい、筑波大学の大学院生の方と筑波大学生で西中学校

のOGに中学生を指導してもらいました。ハンドボール教室については、11月に武蔵村山市で8日に小学生対象、17日には中学生を対象に行われます。今年度の事業については、この11月の事業で終了となります。

○直原教育長 ただいまの点についてご質問等ありますか。

○細川教育委員 その日の夜にJCOMで放送がありました。

○直原教育長 事務局からほかに報告はありますか。委員からありますか。

○尾関教育委員 8月21日に市町村教育委員会の連合会第2回理事会に出席しました。議題は管外研修会の予定の確認などでしたが、当日も研修がありました。多摩教育事務所の相原指導課長が「学校の安定度をどのような視点から捉えるか」というテーマで講演されました。趣旨ですが、教育委員も学校を訪問した際には、校門の開閉状況や校庭のサッカーポール等の安全度、教室内の整理整頓、把握できる範囲での授業の内容、先生の取組姿勢などについてどうなのかというバロメーターから、学校の危機管理意識や組織的な学校運営が図られているかどうかということを見てほしいというものでした。われわれ教育委員も、日常的に学校を訪問しているわけではありませんが、学校を訪問する機会を増やすとともに、そういうバロメーターから学校を見ていくという姿勢が必要だということをよく認識しました。以上です。

○直原教育長 ありがとうございます。それでは、公開の審議は以上ですが、名取委員の任期がこの9月30日までとなっていて、今のところ9月中に臨時会の予定はありませんので、今日が最後ということになるかと思えます。ここでご挨拶をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○名取教育委員 発言の機会を与えていただきありがとうございます。この4年間、本当にありがとうございました。この4年間はまさに制度的に激動した4年間だったと思います。

最初に私が就任した時は尾関委員が委員長をしておられた、そういう教育委員会でした。その後、地行法が改正され本市はいち早く新教育長制度に移られ、また、市長が招集する総合教育会議が設置されるなど、法律に基づく制度改革を採り入れましたので、その意味では先進的な市だったと思います。その変化に当たりまして、私もいろいろと勉強させていただきました。特に、本市教育委員会では委員同士の自由で活発な意見交換が行われていることが高く評価されているという引継ぎを私も受けましたので、それをモットーとして一生懸命やってまいったものであります。今後も活発な議論が教育委員会で行われていくことを心から期待しています。ありがとうございました。

○直原教育長 この後、非公開審議に入りますので傍聴の方はご退席をお願いします。

(傍聴者退席)

※平成29年第9回定例会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年10月2日

教育長 直原 裕(自署)

署名委員 細川 雅代(自署)